

教育委員会 平成23年度7月定例会会議録

○日 時 平成23年7月19日(水) 9時30分開会、10時40分閉会

○場 所 鎌倉市役所 議会全員協議会室

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 18人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア学校薬剤師の委解嘱について

イ行事予定(平成23年7月19日～平成23年8月31日)

- 2 議案第9号平成24年度特別支援学級使用教科用図書の採択
- 3 議案第10号平成鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45号に基づく異議申立てについて
- 4 議案第11号鎌倉市スポーツ振興審議会委員の解任及び任命について
- 5 請願第1号中学校公民教科書採択に関する請願(その1)
- 6 請願第2号中学校公民教科書採択に関する請願(その2)
- 7 請願第3号中学校公民教科書採択に関する請願(その3)
- 8 請願第4号中学校公民教科書採択に関する請願(その4)
- 9 請願第5号中学校歴史教科書採択に関する請願(その1)
- 10 請願第6号中学校歴史教科書採択に関する請願(その2)
- 11 請願第7号中学校公民教科書採択に関する請願
- 12 請願第8号請願書
- 13 請願第9号望ましい歴史教科書の採択を求める請願書
- 14 請願第10号中学校教科書採択についての請願

林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより7月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。なお日程第5請願第1号から日程第14請願第10号に関しては中学校の教科書採択に関しての請願となっているので、一括して議題とする。本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

1 報告事項

- (1) 委員長報告

林委員長

今日は議案が多いが、慎重に審議をお願いしたい。我々も考えなければならないことは多々あると思うが、なでしこジャパンの金メダルと明るい話題もあり、今日の議案も前向きにとらえていきたいと思う。

(2) 教育長報告

特になし

(3) 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 学校薬剤師の委解嘱について

学務課長

学校薬剤師の委解職について、説明する。議案集の1ページを参照いただきたい。富士塚小学校学校薬剤師の鬼頭 英二氏から一身上の都合により平成23年6月30日をもって職を辞したいとの申し出があったので、鎌倉市薬剤師会から後任者として金林 茂氏の推薦をいただき、平成23年6月30日付で鬼頭英二氏を解嘱し、後任として金林茂氏を富士塚小学校学校薬剤師として委嘱した。学校薬剤師の委嘱については、本来ならば、当委員会の議決により決定すべきところだが、急施を要し、教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、平成23年6月30日付で教育長がその事務を臨時に代理したことを報告する。なお、金林茂氏の任期は、前任者の残任期間として平成23年7月1日から平成25年3月31日までとなる。

質問・意見

特になし

(報告事項アは了承された)

イ 行事予定 (平成23年7月19日～平成23年8月31日)

生涯学習部次長兼生涯学習課長

明日、図書館開館100周年式典が生涯学習センターで執り行われるので、よろしく願います。

質問・意見

特になし

(報告事項イは了承された)

2 議案第9号 平成24年度特別支援学級使用教科用図書の採択

林委員長

次に日程の2 議案第9号 平成24年度特別支援学級使用教科用図書の採択を議題とする。議案の説明について願います。

教育指導課長

議案集は、9ページから17ページを参照いただきたい。「平成24年度使用教科用図書の採択方針」により、平成24年度に使用する特別支援学級使用教科用図書は、特別支援学級設置校長会に調査研究を依頼し、議案集11ページから17ページに記載の「平成24年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」のとおり報告を受けた。

採択していただく教科用図書は、児童生徒の状況、及びこれまでの学校教育法 附則第9条 図書使用の実績を踏まえて調査研究し、提出された「平成24年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」にある教科用図書となる。

なお、この一覧にある教科用図書は、特別支援学級で使用希望がだされているものである。

平成24年度特別支援学級で使用する教科用図書は、この一覧の他に、8月教育委員会にて採択予定の「鎌倉市立小学校平成24年度使用教科用図書一覧」「鎌倉市立中学校平成24年度使用教科用図書一覧」にある教科用図書を合わせた中から、児童生徒一人ひとりに応じて選択し使用できるよう提案するものである。

質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第9号は、全会一致で原案どおり可決された)

3 議案第10号 鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45条に基づく異議申し立てについて

林委員長

次に日程の3 議案第10号「鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45条に基づく異議申し立てについて」を議題とする。議案の説明について願います。

生涯学習課課長代理

本件は平成23年4月26日付で、鎌倉ルネッサンスグループ（代表団体：株式会社かまくら春秋社）から提出された鎌倉文学館指定管理者の選定結果に係る行政不服審査法第45条に基づく異議申し立てについて、指定管理者の指定・不指定の行政処分を行った処分庁である教育委員会でその内容を審理し決定を行うため議案上程した。申し立て人から4月26日に提出され、一部補正する箇所があり、必要手続を終えた後6月29日に再提出されている。

異議申し立ての内容についてご説明する前に、鎌倉文学館指定管理者の指定・不指定の行政処分を行った経過について説明する。

鎌倉文学館は昭和60年に設置され、管理運営について平成18年度から指定管理者制度を導入し、財団法人鎌倉市芸術文化振興財団が指定管理者として管理運営を行ってきた。指定管理期間が平成22年度で満了するため、昨年8月から9月にかけて次期指定管理者の公募を行い、鎌倉ルネッサンスグループと鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体の2団体が応募された。

この2団体の提案内容を公平かつ公正に審査するため、鎌倉市生涯学習施設指定管理者選定委員会を設置し、5人の委員により、書類審査とプレゼンテーション及びヒアリングを9月から10月にかけて実施した。その結果、鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体を鎌倉文学館指定管理者優先交渉権者に、鎌倉ルネッサンスグループを第2順位者に選定した。

選定結果を受け、鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体を指定管理者候補者に決定し、11月17日に開催された教育委員会11月定例会において指定管理者の指定の申し出について議案上程し審議いただき、鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体を鎌倉文学館の指定管理者に指定することを市長に申し出ることについて議決された。

11月15日に鎌倉ルネッサンスグループから教育委員会に対し、鎌倉文学館の指定管理者の選定結果について異議申し立てが提出された。11月17日に開催された教育委員会11月定例会において、異議申し立て書について議案上程し、異議申し立てに係る処分は、行政不服審査法第2条第1項に基づく処分に該当しないことから、異議申し立ては却下となった。

市議会12月定例会に指定管理者の指定について議案を上程した。また鎌倉ルネッサンスグループ他2名から指定管理者の選定等について陳情書が提出され、市議会12月定例会で審議

された。

1 2月8日に文教常任委員会が開催され、議案・陳情とも継続審査となった。

平成23年1月28日に総務常任委員会協議会が開催され、「財団法人鎌倉市芸術文化振興財団の今後の運営について」報告し、2月8日に文教常任委員会が開催され、議案は了承、陳情は議決不要となり、2月17日に開催された市議会本会議において、鎌倉文学館指定管理者の指定について議決された。その後、本異議申立てに係る指定管理者の指定・不指定の通知を2月22日に行っている。鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体と鎌倉文学館の管理に関する基本協定を3月28日に締結している。

本異議申立ての趣旨だが、鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービスを鎌倉文学館指定管理者に決定したこと、及び鎌倉ルネッサンスグループを鎌倉文学館指定管理者として指定しないと決定したことを取り消すこと、また再度鎌倉文学館指定管理者の選定をやり直してほしいというものである。

異議申立ての理由や内容については、お手元の異議申立て書に記載されている通りである。

質問・意見

林委員長

事務局からの説明のとおり、本件については、教育委員会が行政処分したことに対する異議申立てである。本日の審議の進め方だが、今の事務局の説明などに対する質疑を行った後に、教育委員5名の合議により、申立人の主張を主な項目ごとに、認めるか否か審議するとともに、異議申立て全体について、許容するか、棄却するかについて判断し、決定したいと思う。また本日の結果に基づいた決定書を次回の教育委員会で確認することを前提に審議を進めたいと思う。質問も異議申立て書に沿って順番に行く。異議申立て書を見ると、第1、第2が異議申立てに係る処分、第3が異議申立ての趣旨、第4が異議申立ての理由なので、第4の異議申立ての理由について、個々に質問を受けて進めていきたいと思うが、この進め方でよろしいか。

(異議なし)

林委員長

第4の1、2については質問の対象ではないと思う。3以降、順番にうかがっていきいたいと思う。3について何か質問・意見等あるか。

いちばん最後の「手順を踏んで行われた」という部分は、前段と後段の中で整合性が取れていないかという質問なのか。

生涯学習課課長代理

申立人も行政の手続きが手順を踏んで行われたと認めていると解釈している。

林委員長

4「異議申立と地方自治法第244条の2第11項」について質問・意見があればお願いします。

(特になし)

林委員長

5「財団は、安定した経営基盤を有していない団体」の(1)「財団法人鎌倉市芸術文化振興財団は赤字」について何か質問・意見があればお願いします。

11月の議案でも質問をさせていただいたが、この部分をもう一度説明していただきたい。

生涯学習課課長代理

申立人が赤字であると言っているのは平成21年度の決算で、単年度で見れば赤字だが、繰越金等があるので全体の決算については黒字であり、財団全体で見れば特に問題はないと解釈している。

林委員長

この資料自体は文学館に関する財団法人鎌倉市芸術文化振興財団の収支の報告書なのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

この資料は財団全体の収支であり、指摘も財団全体の運営について指摘されている。資料1を見ていただくと、財団の収支は総計で収入収支を考えるので、この平成21年度決算額のBの欄、2億6,380万8,492円に対して、支出Cの欄2億273万3,528円、この差額が6,107万4,964円と収支的に黒字になっている。赤字ではなく黒字の団体だと認定している。

林委員長

資料2の76ページ科目集計表と今の資料1との関連について説明いただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

先ほど説明したものは収支計算書で、76ページは正味財産増減計算書なので、会計の様式が違う。これも合計欄の所で4億4,600万1,030円が正味財産なので、こちらについても経常的に赤字であるという認識は持っていない。

林委員長

5の(2)「財団の赤字は構造的—財団事務局経費は鎌倉文学館に依存」について質問・意見があればお願いします。

「財団の会計は90%強が鎌倉文学館からの繰り入れ金によってまかなわれている」と書いてあるが、このことについて説明いただきたい。

生涯学習課課長代理

財団の会計は、鎌倉文学館の会計、鍋木清隆記念美術館の会計、財団事務局の会計から計算されている。大きな会社の本店があって支店が2つあるというような考え方だ。支店の利益で本店の会計を賄っていると考えているので、特に会計の処理において問題はないと考えている。ただ分かりにくいという点はある。議会で議員からも会計を分かりやすくしてほしいという申し出があり、文学館と美術館については指定管理業務を行っているので、それぞれ特別会計を作り、会計がはっきり表から見えるように処理するという是正をさせている。

林委員長

財団事務局自体は収入が無いので、全体でその支出をまかなっているのか。

生涯学習課課長代理

全く収入がない訳ではないが、収益は少ない。その分を指定管理業務で得た益でカバーしている。

林委員長

会計的には、全体的に見て判断すべきところを一部分だけ切り取ったので分かりにくくなっている。その部分で指摘を受けているということか。

生涯学習課課長代理

その通りである。

林委員長

5の(3)「鎌倉市の公の施設である鎌倉文学館の管理を構造的な赤字団体にゆだねることが適当だろうか」については、今の説明で整理がつくので次にいく。

5の(4)「財団の提案の真実性」について質問・意見があればお願いします。

(特になし)

林委員長

5の(5)「鎌倉文学館条例に照らして不適當」について質問・意見があればお願いします。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

今回選定委員会を設置して、選定委員会の中で指定管理者の選定を行っている。その中でも経営基盤は審査の基準の一つになっている。選定委員の中では、財団法人として手堅く運営されているという確認がされていることを報告する。

林委員長

6「収蔵品の管理の不備」の(1)「資料のデータ化の遅れ」について質問・意見を願います。

6ページに「ところが、鎌倉市は、財団のデータ化の遅れをマイナスと見るのではなく」とあるが、データ化について今までの状況、今後の計画を報告いただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

文学館で管理している資料は、特別資料と図書資料に分けられる。特別資料約1万点のうちデータ化された物は約5000点、図書資料は約6万4000件のうち鎌倉ゆかりの作家80人に絞り、約6000件の資料のデータ化が終わっている。今後、23年度以降の業務仕様の中でもデータ化を進めるという業務基準を示しており、今後もデータ化が進んで行くと考えている。

林委員長

計画ではどれくらいの期間で終了すると報告を受けているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

終了の目標年次については、今回新しい指定管理期間が入っているので、その指定管理期間終了までの間に入力するという目標を考えている。

林委員長

4年以内と考えてよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そうだ。

林委員長

データ化等についての質問・意見などがあれば願います。

データ化については、4年という計画だが、予算あつての仕事であり人手をかけないと進まないと思う。報告を受けながら生涯学習部の方で進捗状況を把握しておいていただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

4年以内というのは、指定管理5年であるので、今年度を入れないで先4年という意味で理解している。

林委員長

6の(2)「収蔵品の流出」について、質問・意見があれば願います。

11月の説明では寄託品なので、所有者が収蔵品をどのように扱うかはある程度自由があるとお答弁いただいたと記憶しているが、寄贈品も78点含まれていたという調査結果になっている。寄贈品の取り扱いについて現在はどうなっているのか、これからはどうなるのかについてご説明いただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

11月の時点では、異議申立てが出てきたばかりで私の答弁でもはっきりしたことをお答え出来なかった。その後時間をかけいろいろ確認したところ、収蔵品のうち78点を平成14年から鹿児島県薩摩川内市の「まごころ文学館」からの借用の依頼に基づき貸し出している。貸し出しについては、お互いに資料の確認をして毎年度更新手続きをしている。今後、里見淳先生の資料について私どもで展示する場合には私共に戻していただくという前提で貸し出しをしている。

寄託品はあくまで所有者がおり、それを文学館で一時お預かりしているものである。所有者のご意向で寄託解除となり、その寄託品は薩摩川内市の方に所有者から寄託等の手続きがされている。

林委員長

協定書で定める「作品の保存状態及び所在確認」をしないまま、という指摘も受けているが、このことについて今後の対策を報告いただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

特別資料は1万点と数が多く、1年に1回全点確認するというのは不可能な部分があるので、毎年3月に指定管理者と職員が立ち会い、対象を絞り確認している。薩摩川内に貸し出し中の物については、先方からも確実に保管しているという意味で書類をいただき、書面上きちんと

やり取りをしているので、それを確認という意味で捉えている。

林委員長

何点かピックアップして検査・状況確認をしているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

毎年、項目で区切り、作家別や資料別でピックアップして確認している。

林委員長

今回こういう指摘もあったので、里見淳先生の寄贈品については他のものより優先順位を上げて確認していただきたい。

異議申立文なのでこの中では「鎌倉文学館の歴史を汚す不祥事」と断定的に書いてあるが、今後の対策を取っていけば、今まで把握できていなかった部分も明らかになると思う。このような指摘が出ないように、寄贈品寄託品の管理を徹底して行ってほしい。

8ページ、7の「不公正かつ不公平な審査」は（1）から（7）まであるので順番に確認していく。（1）の詳細は（2）以降になるので（2）から確認する。

（2）「事前の質問に対する市の不公正な回答」、について質問・意見があればお願いします。

「1%削減にとどめたのは、『その他経費』の内訳が見えないことが原因である」という件についてだが、ルネッサンスグループの方からその他経費の内容について新たに質問があったのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

追加の質問はなかった。

林委員長

ルネッサンスグループ側が、『その他経費』の内容がよく分からないまま、1%削減で提案してきた、ということか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

異議申立文の内容だと、この資料しかなかったと受け取れるが、これ以外にも指定管理を募集する際に、指定管理の業務、業務の基準といった募集要項に対して質問を受け回答している。収支関係、事業ごとの入場者数、細かい収入の内訳書なども提示してほしいという要望があり、資料もすべて送付している。それらを参考にしながら、業務の基準に沿った管理料がいくらになるかを積算していただき、提案していただくというスタイルを取っている。業務基準では読み取れないような質問があれば、お受けして回答したという経過もある。

林委員長

「その他経費」の内訳について、あらかじめこういう費目が入っているということは明示されていたのか。

生涯学習課次長兼生涯学習課長

「その他経費」の中身について、詳しい説明はしていない。収支決算書は指定管理者が作ったものを提示していてその中身までは踏み込んでいないが、それ以外の事業収入や事業の参加人数などは提示している。

林委員長

過去の経過に何が含まれているのかは、ルネッサンスグループの方から質問があれば分かっただろうが、質問がなかったので分からないまま進んでしまった、ということか。

生涯学習課次長兼生涯学習課長

業務の基準の中の、例えば維持管理の経費の中であれば、清掃や、設備の管理等、やっていた項目を羅列している。それに対していくらで事業を請け負っていただけますか、ということになる。その参考として現在のものが一部出てきている。基本財産運用収入、事業収入、利用料金収入、指定管理料、寄付金、雑務、その他会計からの収入・支出、等の項目になっているので、各団体がどういったものかと際尺していただき、分からなければ質問していただく、という形になっている。

林委員長

申立書を見ていると、数字をどんぶり勘定的に決めている感じが伝わってくる。今お話しにあったような積算をしている感じが伝わってこない。どのような形で予算を立てたのか、逆に不安を感じる。

7の(3)「収蔵庫の中を見学する機会を与えられなかった」、ということについて質問・意見があれば願います。

山田委員

このような見学会においては、収蔵庫の中は開放するものなのか、それともセキュリティの面で見せられないのか。

生涯学習課次長兼生涯学習課長

収蔵庫の中には、市がいただいた収蔵品のほかに所有者の方からお預かりしている寄託品も

一緒に保管している。そういった部分も考え合わせ、当日見学会にはかなりの方が収蔵庫に入るといふ安全性の部分と、長時間にわたって開放した時の温度湿度の作品に対する影響等を考え合わせ、収蔵庫の見学を見送った。そのかわり、内部の写真や内容を資料としてお送りさせて頂いた。

林委員長

内部が見学できないことによって、鎌倉ルネッサンスグループに考えられる不利益・デメリットはどんなものが挙げられるか。

生涯学習課次長兼生涯学習課長

もし仮にあるとすれば、収蔵庫の中に収蔵品がどのような形で収められているかという実態を見たか見ないかくらいである。

林委員長

7の(4)「収蔵品の非開示」について、質問・意見があればお願いします。

(特になし)

林委員長

7の(5)「鎌倉市教育委員会事務局は～」について、質問・意見があればお願いします。

下平委員

教育委員に就任したばかりであり、今までの経緯がわからないので確認させていただきたい。全てに関わることだが、確かに今まで経験してきた方と初めて参入する方との間にはいろいろな意味で見えない部分がある。それをデメリットと表現すれば多少はあるのではないかと思う。その部分に関して、選定委員または教育委員の方で配慮があったのか。申立人からのヒアリングなどで心がけていたことはあるのか。

生涯学習課次長兼生涯学習課長

今までの指定管理業務について審査をし、適正になされているという判定をしている。逆にそういったものを選定の基準の中に入れてしまうとそこでハンデがつくと想定される。今回それぞれの団体は共同事業体を組んで提案してきている。財団も国際ビルサービスと財団の共同事業体、ルネッサンスも4社から成る共同事業体である。選定委員会の方には、共同事業体という形の中で、きちんと指定管理者としての役割が担えるのかどうか、公平な審査をしていただいたと思っている。特に経験している・していないでメリット・デメリットはなかったと思

う。

林委員長

審査に対する解釈は選定委員の方々と一緒になるという訳ではないと思う。例えば11ページの「実績評価を評価基準に入れなかったために、選定委員会による選考は実績評価の視点を欠いたものとなり」とあるが、選定委員の中には会計のプロが入っているので、これについて怠ったとは我々には信じられない。捉え方の違いとか、議事録等の記録に残っていないで分からないだけか、とも感じている。

7の(6)「教育委員会の11月定例会では、委員長から『収支決済において約1100万円の赤字を出しているが、これはどうなるのか』という質問が出された」として、その後の答弁その他の整合性について指摘をいただいている。この件について質問・意見があれば願います。

(特になし)

林委員長

それでは各項目について申立人の主張を認めるかどうか確認していきたい。

3ページの「4 異議申立と地方自治法第244条の2第11項」について、申立人の主張を認めるかどうか採決する。

(認めないとの声あり)

林委員長

この項目について、申立人の主張を認めないことに決定する。

林委員長

3ページから5ページにかけての「5 財団は、安定した経営基盤を有していない団体」について申立人の主張を認めるかどうか採決する。

(認めないとの声あり)

林委員長

この項目について、申立人の主張を認めないことに決定する。

林委員長

5 ページの「6 収蔵品の管理の不備」について申立人の主張を認めるかどうか採決する。

(認めないとの声あり)

林委員長

この項目について、申立人の主張を認めないことに決定する。

林委員長

8 ページの「7 不公正かつ不公平な審査」について申立人の主張を認めるかどうか採決する。

(認めないとの声あり)

林委員長

この項目について、申立人の主張を認めないことに決定する。

林委員長

ここまで順番に確認させていただいたが、他に特に審理すべき項目はないか。

(特になし)

林委員長

異議申立て全体について認容するか、棄却するかについて判断し、決定したいと思う。質疑・意見があればお願いします。

(特になし)

林委員長

異議申立て全体について認容するか、棄却するかについてお諮りする。

(棄却すべきとの声あり)

林委員長

異議申立て全体について棄却することに決定する。

林委員長

本日の会議の内容に基づいて、異議申立てに対する決定書の素案を、委員長権限で作成し、教育委員会8月定例会にお諮りしたいと思うが、皆さんいかがか。

(了承するとの声あり)

林委員長

それでは、決定書の素案を来月の定例教育委員会にお諮りする。

4 議案第11号 鎌倉市スポーツ振興審議会委員の解任及び任命について

スポーツ課長

議案集の20ページを参照いただきたい。本件は、現在委嘱している鎌倉市スポーツ振興審議会委員の任期は、平成22年6月15日から平成24年6月14日まで10名の委員に委嘱をしているが、そのうち1名の委員について、選出母体である組織の配属から外れたため、その委員の解任をするとともに、後任の委員について新たに委嘱をしようとするものである。

別紙の資料を参照いただきたい。関係行政機関からの委員として、神奈川県立体育センターの職員を委嘱しているが、湊野辰雄委員が他部署へ異動されたため、後任の山田寛氏を新委員として委嘱しようとするものである。なお、新委員の委嘱期間は鎌倉市スポーツ振興審議会条例第6条第1項のただし書きの規定により、前任者の残任期間とすると定められているので、平成23年7月20日から平成24年6月14日までとなる。

質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第11号は、全会一致で原案どおり可決された。)

- 5 請願第1号中学校公民教科書採択に関する請願 (その1)
- 6 請願第2号中学校公民教科書採択に関する請願 (その2)
- 7 請願第3号中学校公民教科書採択に関する請願 (その3)
- 8 請願第4号中学校公民教科書採択に関する請願 (その4)
- 9 請願第5号中学校歴史教科書採択に関する請願 (その1)
- 10 請願第6号中学校歴史教科書採択に関する請願 (その2)

- 11 請願第 7 号中学校公民教科書採択に関する請願
- 12 請願第 8 号請願書
- 13 請願第 9 号望ましい歴史教科書の採択を求める請願書
- 14 請願第 10 号中学校教科書採択についての請願

林委員長

冒頭に説明したように、日程の 5 請願第 1 号から、日程の 14 請願第 10 号までは一括議題とする。まず、担当課から請願書についての説明をお願いします。

教育指導課長

教育委員会委員長に対して、請願が提出されている。8月に行われる中学校教科用図書採択についての請願である。

請願 1 号から請願 10 号まで 10 本提出されている。その内容について順番に説明する。

請願第 1 号から第 4 号までは、同一請願者が、公民教科書採択に関して、4 回に分けて述べている。

請願第 1 号「中学校公民教科書採択に関する請願（その 1）」についてである。議案集は 23 ページから 25 ページとなる。請願者は、中学校公民教科書の採択において、何れの教科書が日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って比較審査されること、と述べている。

請願第 2 号「中学校公民教科書採択に関する請願（その 2）」についてである。議案集は 27 ページから 29 ページとなる。請願者は、「日本精神とは、約束を守り、礼節を重んじ、嘘をつかず、金で動かない、勇気がある、ことである。」と考え、日本人の心をこのように捉えている公民教科書を採択すること、と述べている。

請願第 3 号「中学校公民教科書採択に関する請願（その 3）」についてである。議案集は 31 ページから 37 ページとなる。請願者は、東京書籍の公民の教科書は、憲法、教育基本法、学習指導要領、国際人権条約等の諸法規に反する記述が多いので、不採択とすること、と述べている。

請願第 4 号「中学校公民教科書採択に関する請願（その 4）」についてである。議案集は 39 ページから 43 ページとなる。請願者は、東京書籍教科書が中学校学習指導要領社会科目標にある、「国際社会に生きる国家・社会の形成者」を育む教科書として適していない。そして学習指導要領及び国際法秩序に適った教科書採択を採択すること、と述べている。

請願第 5 号・第 6 号は、同一請願者が歴史教科書採択に関して 2 回に分けて述べている。

請願第 5 号「中学校歴史教科書採択に関する請願（その 1）」についてである。議案集は 45 ページから 47 ページとなる。請願者は、国が国民に永久に保障した基本的人権を尊重する憲法精神に則り、請願者の示す 6 つの観点に立って採択すること、と述べている。

請願第6号「中学校歴史教科書採択に関する請願（その2）」についてである。議案集は49ページから51ページとなる。請願者は、中学校歴史教科書の採択において、生徒たちに国際的負い目を背負わせる記述のある教科書の採択を排除すること、と述べている。

請願第7号「中学校公民教科書採択に関する請願」についてである。議案集は53ページから56ページとなる。請願者は、教育基本法の改正の趣旨であり、学習指導要領総則に定められている「我が国と郷土を愛する態度の育成」に最もふさわしい公民教科書を採用するよう述べている。「国家について」「民主主義について」「安全保障について」「国家の主権について」の4つの観点から、各社の記述内容を比較し、自由社並びに育鵬社の記述が丁寧である点を指摘している。

請願第8号「請願書」についてである。議案集は57ページから60ページとなる。請願者は、教育基本法の改正の趣旨を踏まえ、学習指導要領・社会科・歴史的分野の目標「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させること」に最もふさわしい歴史教科書を採択するよう述べている。その上で、育鵬社と自由社を除く5社の歴史教科書は、全体的なバランスを失っており、「歴史の大きな流れ」という基本を学習するには不適切であるため、これらの教科書を採択しないよう述べている。また、育鵬社及び自由社の歴史教科書の記述内容は、学習指導要領に忠実で、全体的なバランスも良いと述べている。

請願第9号「望ましい歴史教科書の採択を求める請願書」についてである。議案集は61ページから65ページとなる。請願者は、正しい歴史観に立った望ましい歴史教科書の採択を望むとともに、偏った歴史観を持つ自由社ならびに育鵬社の教科書を採択しないよう強く請願すると述べている。その上で、グローバルな世界観と、アジアの相互理解に役立つ歴史認識を育む「望ましい歴史教科書」が採択されることを願う、と述べている。

請願第10号「中学校教科書採択についての請願」についてである。議案集は67ページから69ページとなる。請願者は、教育基本法ならびに学習指導要領改正の趣旨に最もふさわしい教科書を公正かつ適正に採択してほしいと述べている。その理由として、教育基本法の改正は、戦後の教育が個人主義に偏り過ぎた反省に立ち、「豊かな情操と道徳心を培う」「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度の育成」が主な改正点となり、それが学習指導要領にも明記されたことを挙げ、学習指導要領の内容が適切に教育内容に反映されるためにも、教科書採択においては、教育委員自らが比較検討を十分に行い、教育委員会の権限と責任において公正かつ適正に採択されることを願う、と述べている。

これまでも教育委員会としては、公正・公平・中立をめざして国・県の指導のもと、教科用図書採択を行ってきた。

教育委員会では、採択権者としての自覚と責任のもとに公正かつ適正を期すことをはじめとして、国の通知及び県教育委員会の採択方針を踏まえること、また、本市の児童生徒にふさわしいものであること、といった本市における教科用図書採択方針に基づいて進めていく

こととしており、今回の教科用図書採択においても同様に進めていくものとする。

質問・意見

山田委員

私共は、今まさに教科書をお預かりし、山積みの教科書に埋もれながら見比べているところである。今、説明にあったように県と市の採択方針に則って公平・公正に見比べ審議することを義務付けられ、またそのようにしているので、このような特定の教科書を取り上げた請願や、方針についての請願は、お受けできないのではないかと考えている。

朝比奈委員

私も同意見である。しかし、書いてあることでごもっともなことも多いので、そういう点で参考にはさせていただきたいと思う。

下平委員

初めての体験で、気持ちを引き締めて教科書と向かっているところである。皆さんが子どもたちの教育のための教科書に、熱心な思いを抱いておられるということに関しては、非常に素晴らしいことだと思ひ、心から感謝したいと思う。皆さんのお気持ちを裏切ることがないように、現在私ども教育委員一人ひとりが、一冊一冊、隅から隅まで目を通して見ている。目を通した上で子どもたちの今後のために、これが望ましいであろうという教科書を、5人の総意で誠実に採択してまいりたいと思う。

林委員長

4月の定例教育委員会で教科用図書の採択方針を決議している。その内容は先ほど教育指導課長から、基本的な考え方ということで3項目について説明いただいた。いろいろなご意見があるのも確かなのでいただいたご意見も参考にしながら進めるが、基本的にはこの採択方針に則った形で進めていきたいと思う。請願等については特に賛成するという立場ではない。

(1件ずつ採決を行った結果、請願第1号は全会一致で不採択、請願第2号は全会一致で不採択、請願第3号は全会一致で不採択、請願第4号は全会一致で不採択、請願第5号は全会一致で不採択、請願第6号は全会一致で不採択、請願第7号は全会一致で不採択、請願第8号は全会一致で不採択、請願第9号は全会一致で不採択、請願第10号は全会一致で不採択 と決した。)

林委員長

本日の日程はすべて終了した。7月定例会を閉会する。